

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	成人健診に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、成人健診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。
- ・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

評価実施機関名

仙台市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和4年2月1日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

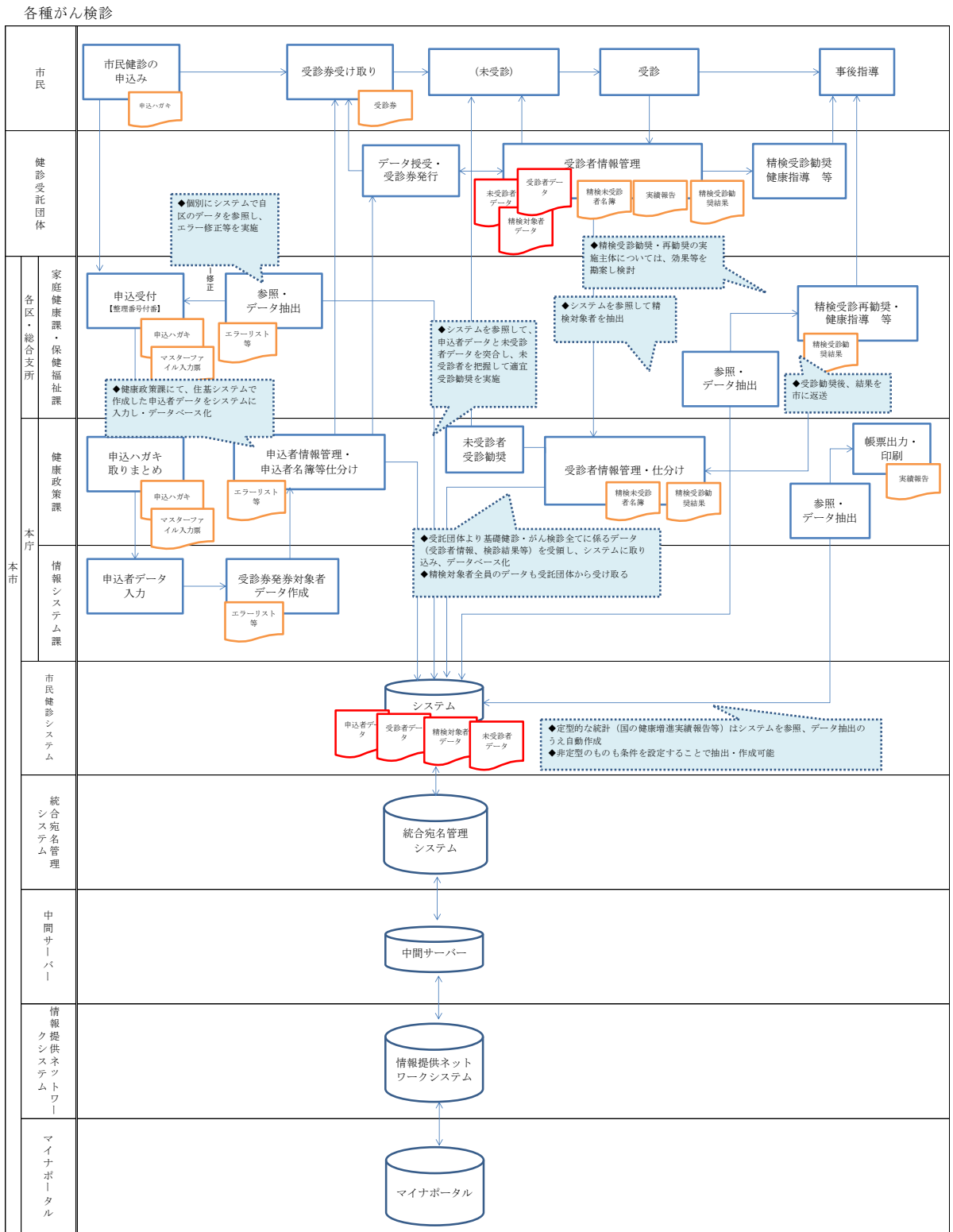
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

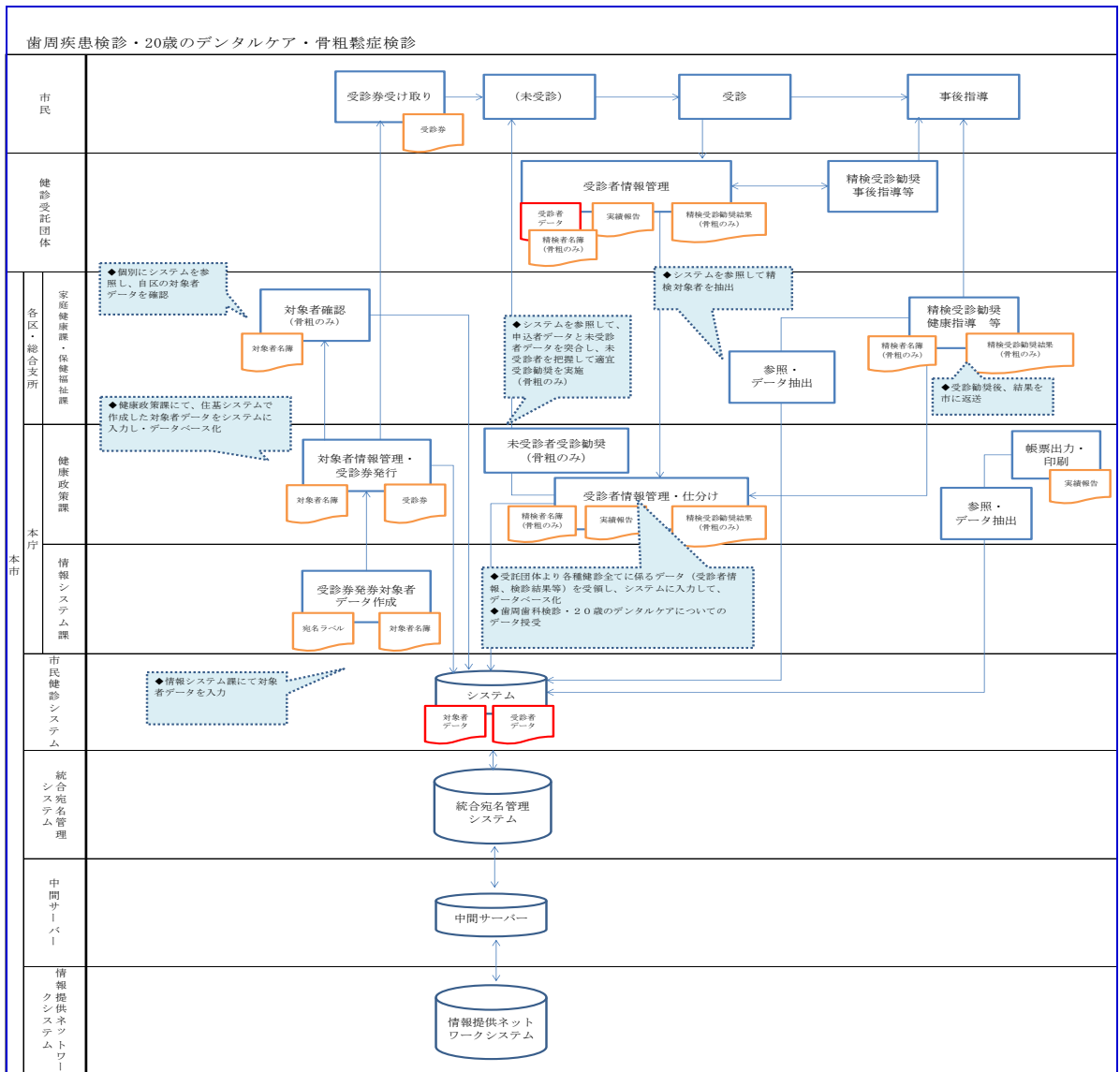
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名管理システム(=宛名システム)
②システムの機能	<p>統合宛名管理システムは、個人番号・宛名コード・統合宛名番号の紐付け管理及び、庁内情報連携等の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号の管理 統合宛名番号の新規付番及び、個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 庁内情報の連携 各業務から提供された庁内移転用データの副本としての保存及び、各業務からの情報照会に応じて当該者の情報抽出・情報提供を行う。 中間サーバ用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバへ転送する。 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバより受取る。 職員認証・権限の管理 統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・統合宛名管理システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 符号の管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 市町村各システムとの情報連携 情報提供ネットワークシステムと中間サーバ間、及び中間サーバと統合宛名管理システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 データの送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 セキュリティの管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 職員認証・権限の管理 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 システムの管理 大量一括処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、国保・医療助成システム、介護保険システム、障害者基本システム、被災者支援システム)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村が住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう住民の転居に際し検診結果等の情報連携を可能とする必要がある。
②実現が期待されるメリット	マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)を通じて、市民等が自身の過去の検診結果を一元的かつ正確に管理確認できるようになる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の76の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2の102の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容





(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づくがん検診、歯周病検診、骨粗鬆症検診の対象者
その必要性	健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村が住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう住民の転居に際し検診結果等の情報連携を可能とする必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために必要 ・4情報:対象者の適切な管理のために必要 ・連絡先:対象者との連絡を行う際に必要 ・健康・医療関係情報:健康診査対象者、受診歴等を把握するために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和4年6月
⑥事務担当部署	健康福祉局保健衛生部健康政策課

3. 特定個人情報の入手・使用																	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()																
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()																
③入手の時期・頻度	1. 健診委託業者より健診を実施した都度、情報を入手 2. 健診申し込み状況について庁内連携により随時入手																
④入手に係る妥当性	健康増進事業に関する業務等において、対象者抽出・健診結果情報を適切に管理する必要があるため。																
⑤本人への明示	本人または本人の代理人から入手する情報については、申込時に使用目的を明示する。																
⑥使用目的 ※	市民健診に関する事務において、対象者及び健診結果情報の適正な管理のために使用する。																
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>健診対象者であるかの決定を行う。</td> </tr> </table>	変更の妥当性	健診対象者であるかの決定を行う。														
変更の妥当性	健診対象者であるかの決定を行う。																
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>健康福祉局保健衛生部健康政策課、各区家庭健康課、各総合支所保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	健康福祉局保健衛生部健康政策課、各区家庭健康課、各総合支所保健福祉課	使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用部署 ※	健康福祉局保健衛生部健康政策課、各区家庭健康課、各総合支所保健福祉課															
使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
[100人以上500人未満]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
⑧使用方法 ※	市民健診対象者等の情報を経年管理し、各種情報を参照するほか、健診対象者を抽出し、個別に受診勧奨を実施する。																
	<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>連絡先等の4情報と住民票関係情報で突合</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>個人番号を用いた統計分析は行わない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>健診対象者であるかの決定を行う。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	連絡先等の4情報と住民票関係情報で突合	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	健診対象者であるかの決定を行う。										
情報の突合 ※	連絡先等の4情報と住民票関係情報で突合																
情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。																
権利利益に影響を与え得る決定 ※	健診対象者であるかの決定を行う。																
⑨使用開始日	令和4年6月20日																

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	母子保健等システム保守業務
①委託内容	母子保健等システムの運用・保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	仙台市に住民票登録がある者
その妥当性	母子保健等システムの運用・保守全般を委託していることから、システムにて管理する特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があることから妥当である。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内に設置したサーバにてシステムの直接操作及び当システム端末の直接操作。)
⑤委託先名の確認方法	契約した委託先については市ホームページ掲載の広報にて当該委託契約の落札情報の確認が可能である。 また、仙台市情報公開条例に基づき確認することができる。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 がん検診共通

1整理番号、2履歴番号、3事業番号、4年度、5受診日、6実施時間、7会場番号、8会場その他、9受診医療機関管理番号、10受診医療機関その他、11予備医療機関、12予備医療機関その他、13種別区分、14受診区分、15総合判定、16登録日、17印刷区分、18印刷日、19更新日、20受付日、21登録支所区分、22予備受診日、23予備登録日、24印刷情報予備1、25印刷情報予備2、26印刷情報予備3、27発行除外フラグ、28発行理由区分、29受診券無効フラグ、30支払対象外フラグ、31請求年月、32勧奨区分、33備考、34勧奨日

2 胃がん検診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13種別区分、14受診区分、15総合判定、16登録日、17登録支所区分、18受診券無効フラグ、19支払対象外フラグ、20請求年月、21勧奨区分、22備考、23勧奨日、24検査方法、25診断1、26診断2、27診断3、28X線番号、29精検種目、30結果判定、31結果通知、32生検実施、33健(検)診整理番号、34個人コード、35自己負担区分、36重篤な偶発症を確認、37偶発症による死亡を確認

3 肺がん・結核健診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13予備医療機関管理番号、14予備医療機関その他、15種別区分、16受診区分、17受診番号、18受診券種別、19金額、20総合判定、21登録日、22登録支所区分、23受診券無効フラグ、24支払対象外フラグ、25請求年月、26勧奨区分、27備考、28勧奨日、29X線番号、30X線結果、31読影判定、32喀痰細胞診番号、33喀痰細胞診結果、34喫煙本数、35喫煙年数、36喫煙指数、37健(検)診整理番号、38個人コード、39自己負担区分、40重篤な偶発症を確認、41偶発症による死亡を確認

4 大腸がん検診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13種別区分、14受診区分、15総合判定、16登録日、17登録支所区分、18受診券無効フラグ、19支払対象外フラグ、20請求年月、21勧奨区分、22備考、23勧奨日、241回目結果、252回目結果、26濃度値1回目、27濃度値2回目、28健(検)診整理番号、29個人コード、30健(検)診受付番号、31申込番号、32自己負担区分、33重篤な偶発症を確認、34偶発症による死亡を確認

5 乳がん検診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13予備医療機関管理番号、14予備医療機関その他、15種別区分、16受診区分、17総合判定、18登録日、19登録支所区分、20予備受診日、21予備登録日、22受診券無効フラグ、23支払対象外フラグ、24請求年月、25勧奨区分、26備考、27勧奨日、28登録医療機関結果右、29登録医療機関結果左、30紹介先名、31視触診判定右、32視触診判定左、33超音波判定右、34超音波判定左、35マンモ判定不能右、36マンモ判定不能左、37マンモ判定右、38マンモ判定左、39フィルム返却日、40フィルム戻り日、41レビュー日、42レビュー判定不能右(マンモ)、43レビュー判定不能左(マンモ)、44レビュー判定右(マンモ)、45レビュー判定左(マンモ)、46レビュー判定右(超音波)、47レビュー判定左(超音波)、48高濃度乳腺、49健(検)診整理番号、50個人コード、51健(検)診受付番号、52申込番号、53自己負担区分、54重篤な偶発症を確認、55偶発症による死亡を確認

6 子宮頸がん検診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13予備医療機関管理番号、14予備医療機関その他、15種別区分、16受診区分、17受診番号、18受診券種別、19金額、20総合判定、21精検情報、22登録日、23登録区分、24印刷区分、25印刷日、26受診希望、27受付番号、28更新日、29受付日、30対象日、31抽出日、32抽出時郵便番号、33抽出時住所、34抽出時方書、35抽出時行政区番号、36抽出時漢字氏名、37抽出時カナ氏名、38抽出時会場番号、39抽出時次回事業予定日、40抽出時補記論理和、41抽出時個人課税区分、42抽出時世帯課税区分、43抽出時生保区分、44抽出時被災者区分、45抽出キー、46抽出時DV区分、47最新フラグ、48抽出フラグ、49健診案内発行フラグ、50健診案内発行日、51希望調査票発行フラグ、52希望調査票発行日、53申込入力フラグ、54申込入力日、55割振フラグ、56割振日、57受診券発行フラグ、58受診券発行日、59登録支所区分、60予備受診日、61予備登録日、62印刷情報予備1、63印刷情報予備2、64印刷情報予備3、65発行除外フラグ、66発行理由区分、67受診券無効フラグ、68支払対象外フラグ、69印刷連番、70請求年月、71勧奨区分、72備考、73勧奨日、74要組織検査部位、75頸部判定、76頸部診断、77頸部備考、78頸部適正、79体がん該当要因、80体部判定、81体部診断、82体部備考、83健(検)診整理番号、84個人コード、85健(検)診受付番号、86申込番号、87自己負担区分、88重篤な偶発症を確認、89偶発症による死亡を確認

7 骨粗しょう症検診

1整理番号、2履歴番号、3セット事業番号、4事業番号、5年度、6受診日、7事業予定連番、8実施時間、9会場番号、10会場その他、11受診医療機関管理番号、12受診医療機関その他、13種別区分、14受診区分、15総合判定、16登録日、17登録支所区分、18受診券無効フラグ、19支払対象外フラグ、20請求年月、21勧奨区分、22備考、23勧奨日、24検査方法、25年齢区分、26個人コード、27自己負担区分、28重篤な偶発症を確認、29偶発症による死亡を確認、30骨量値、31検査判定結果

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

8 歯周病検診

1 整理番号、2 履歴番号、3 セット事業番号、4 事業番号、5 年度、6 受診日、7 事業予定連番、8 実施時間、9 会場番号、10 会場その他、11 受診医療機関管理番号、12 受診医療機関その他、13 予備医療機関管理番号、14 予備医療機関その他、15 種別区分、16 受診区分、17 受診券種別、18 総合判定、19 精検情報、20 登録日、21 登録支所区分、22 勧奨区分、23 備考、24 勧奨日、25 BOP区分7、26 健全歯数、27 処置歯数、28 未処置歯数、29 要補綴歯、30 欠損補綴歯数、31 現在歯数、32 受診券無効フラグ、33 支払対象外フラグ、34 請求年月、35 PD区分7、36 年齢区分
37 1. 歯・口の満足度、38 2. 全身疾患、39 3. 自覚症状、40 4. 定期健診、歯石除去、41 5. 喫煙、42 6. 喫煙の影響、43 7. 歯間ブラシ・フロス、44 8. 自己観察、45 9. 歯みがき、46 10. 歯摩剤、47 1. 歯の中で痛いところがある、48 2. 歯をみがくと血がでる、49 3. 口臭が気になる、50 4. フロス等を使っている、51 5. かかりつけ歯科医がある、52 6. 1年以内に歯の検診を受けた、53 7. 1年以内に歯石を取り除いた、54 8. 甘味食品や甘味飲料を取る、55 9. たばこを吸っている、56 10. 口の中の困りごと、57 11. お知らせを見て受診、58 要精密検査理由、59 要精密検査理由、60 保健指導、61 連絡事項、62 個人コード、63 自己負担区分、64 BOP判定(最大値)、65 PD判定(最大値)、66 歯肉出血BOP(17または16)、67 歯肉出血BOP(11)、68 歯肉出血BOP(26または27)、69 歯肉出血BOP(47または46)、70 歯肉出血BOP(31)、71 歯肉出血BOP(36)、72 歯周ポケットPD(17または16)、73 歯周ポケットPD(17または16)、74 歯周ポケットPD(11)、75 歯周ポケットPD(26または27)、76 歯周ポケットPD(47または46)、77 歯周ポケットPD(31)、78 歯周ポケットPD(36または37)、79 歯石の付着、80 口腔清掃状態、81 粘膜所見

9 精検共通

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 登録日、5 発行日、6 受診区分、7 受診日、8 受診医療機関管理番号、9 受診医療機関その他、10 精検判定、11 登録支所区分、12 支払対象外フラグ、13 請求年月、14 勧奨区分、15 備考、16 勧奨日

10 胃がん精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 発行日、9 受診区分、10 受診日、11 受診医療機関管理番号、12 受診医療機関その他、13 精検判定、14 登録支所区分、15 支払対象外フラグ、16 請求年月、17 勧奨区分、18 備考、19 勧奨日、20 健(検)診整理番号、21 重篤な偶発症を確認、22 偶発症による死亡を確認

11 肺がん・結核精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 受診番号、9 発行日、10 受診区分、11 受診日、12 受診医療機関管理番号、13 受診医療機関その他、14 精検判定、15 登録支所区分、16 支払対象外フラグ、17 請求年月、18 勧奨区分、19 備考、20 勧奨日、21 直接X線番号、22 喀痰培養検査結果、23 喀痰塗抹検査結果、24 精検病名1、25 精検病名2、26 精検病名3、27 精検指導区分、28 臨床病期、29 紹介先受診日、30 紹介機関1、31 紹介先指導病名1、32 紹介機関2、33 紹介先指導病名2、34 紹介機関3、35 紹介先指導病名3、36 紹介先指導区分、37 健(検)診整理番号、38 重篤な偶発症を確認、39 偶発症による死亡を確認

12 大腸がん精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 受診番号、9 発行日、10 受診区分、11 受診日、12 受診医療機関管理番号、13 受診医療機関その他、14 精検判定、15 登録支所区分、16 支払対象外フラグ、17 請求年月、18 勧奨区分、19 備考、20 勧奨日、21 診断結果、22 所見、23 事後処理内容、24 過去診断結果、25 腺腫、26 健(検)診整理番号、27 管理番号、28 健(検)診受付番号、29 重篤な偶発症を確認、30 偶発症による死亡を確認

13 乳がん精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 受診番号、9 発行日、10 受診区分、11 受診日、12 受診医療機関管理番号、13 受診医療機関その他、14 精検判定、15 登録支所区分、16 支払対象外フラグ、17 請求年月、18 勧奨区分、19 備考、20 勧奨日、21 総合判定右、22 総合判定左、23 診断名右、24 診断名左、25 健(検)診整理番号、26 管理番号、27 重篤な偶発症を確認、28 偶発症による死亡を確認

14 子宮頸がん精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 受診番号、9 発行日、10 受診区分、11 受診日、12 受診医療機関管理番号、13 受診医療機関その他、14 予備医療機関管理番号、15 予備医療機関その他、16 委託料分類区分、17 金額、18 精検判定、19 登録支所区分、20 支払対象外フラグ、21 請求年月、22 勧奨区分、23 備考、24 勧奨日、25 頸部確定診断、26 頸部指示1、27 頸部指示2、28 体部確定診断、29 体部指示1、30 体部指示2、31 健(検)診整理番号、32 管理番号、33 重篤な偶発症を確認、34 偶発症による死亡を確認

15 骨粗しょう症精検

1 整理番号、2 履歴番号、3 事業番号、4 健診セット事業番号、5 健診事業番号、6 健診履歴番号、7 登録日、8 受診番号、9 発行日、10 受診区分、11 受診日、12 受診医療機関管理番号、13 受診医療機関その他、14 予備医療機関管理番号、15 予備医療機関その他、16 委託料分類区分、17 金額、18 精検判定、19 印刷区分、20 印刷日、21 最新フラグ、22 精検受診番号、23 登録支所区分、24 支払対象外フラグ、25 請求年月、26 支払審査実施フラグ、27 支払審査日、28 勧奨区分、29 備考、30 勧奨日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 住民記録・戸籍担当部署において所管する仙台市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報は庁内連携システム経由で取得する方法によるため、住民またはかつて住民であった者以外の情報を入手することはない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムから情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 住民記録・戸籍担当部署において所管する仙台市に住民登録がある者の個人番号、その他識別情報（内部番号）、基本4情報は庁内連携システム経由で予め定められたインターフェイス仕様に基づき取得する方法によるため、必要な情報以外を入手することはない。また、庁内連携システムを経由せず専用端末等を個別に直接閲覧する場合も、当該情報を閲覧する権限のある職員を通じて必要な項目のみ入手している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入手する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、事務に必要な情報以外の情報入手を抑制している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 母子保健等システムを利用する際は、利用者ごとに設定されたID、パスワード、生体（掌紋）による多要素認証が必要であり、操作権限を付与された職員のみシステムの利用が可能である。また、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であること、さらにはそのことを周知することで、不適切な方法で情報が入手されることを抑制している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ②統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑止している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	健診を受付する委託医療機関において、本人確認書類（身分証明証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。
個人番号の真正性確認の措置の内容	既に入手している個人情報との照合により、真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 個人特定及び健診実績の内容に疑義等あった場合は、医療機関等に調査のうえで、必要に応じてデータの修正等を行うことで、正確性を確保している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムから情報を入手する際には、当該対象者の統合宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する業務における措置> 母子保健等システムについて、以下の措置を講じている。 ①インターネット系への接続は無く、システムからネットワークを通じて情報が漏えいするリスクは無い。 ②接種済みの接種券等の提出先については、対象の医療機関宛に事前に周知しており、紙媒体の誤送付等による漏えい・紛失等のリスク低減を図っている。 ③記録媒体の利用については、施錠可能な場所へ保管された電子記録媒体を利用するとともに、記録の権限を持つ職員が実施することとしている。 ④受領した紙等の物理媒体については、施錠可能なキャビネット等に保管している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムと業務システム及び統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<統合宛名管理システムにおける措置> 統合宛名管理システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、統合宛名管理システムから情報を入手する際には、統合宛名管理システムが事務と情報項目の対応付けに従い情報を渡すことで、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<成人健診に関する事務における措置> ①母子保健等システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードの認証及び生体認証を実施する。また、認証後はアクセス権限による利用機能の制限により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで目的を超えた紐付けができない対策を実施している。 ②母子保健等システムにおいては、他システムとのネットワーク接続を行わず、基本情報の入力については、住民情報システムからの電子記録媒体による連携に限定することで、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けを防止している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><成人健診に関する事務における措置> ①母子保健等システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行なう。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ③母子保健等システム内の各業務の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、業務利用権限のないものは当該業務を利用できない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証(又はパスワード)による認証を行なう。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><成人健診に関する事務における措置> ①利用者の管理等は、システム管理者権限を付与された職員が、管理用端末において専用のID・パスワードを用いて行う。 ②ユーザーIDやアクセス権限を人事異動時期等に適宜確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 仙台市基幹系システム情報セキュリティ実施手順に沿い、下記のとおり取り扱うこととしている。 ①ユーザーID/パスワードの発行管理・利用者はアクセス権限と事務の対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。 ・申請に対して、システム管理者は対応表を確認の上、必要なアクセス権限を付与したユーザーID/パスワードを発行する。 ②ユーザー権限変更/削除管理・職員の異動が発生した際は、すみやかにシステム管理者にユーザー権限の変更/削除申請を提出する。 ・申請に対して、システム管理者はアクセス権限を更新し、ユーザー権限の変更・削除を行う。</p>	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><成人健診に関する事務における措置> ①母子保健等システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、システム管理者権限を付与された職員が管理を行っており、通常の利用者はアクセス権限の追加・変更に関する権限が与えられていない。 ②人事異動の場合等、権限が不要となった場合において、システム管理者権限を付与された職員が、システム利用部署からの申請等に基づき、異動等を管理情報に反映し、また、定期的な見直しを行い、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①利用者の管理等は、システム管理者よりシステムを管理する権限(以下、特権IDという)を付与されたシステム管理補助者が、電子的に施錠された執務室内に設置された管理用端末において専用のID/パスワードを用いて行う。 ②ユーザーIDやアクセス権限を定期的(特権ID、一般利用者IDは共に月1回)に確認し、業務上アクセスが不用となったIDやアクセス権限の削除を実施している。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><成人健診に関する事務における措置> 母子保健等システムの操作記録については、利用者IDごとにシステム内のデータベースに記録し、無期限保存としている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> システム操作履歴をユーザー単位で記録し、磁気ディスクに毎日保存している。なお、消去は行わないこととしている。</p>	
その他の措置の内容	<p><母子保健等システム運用監視> ①母子保健等システムにおいて、不正アクセスの確認のため、定期的にOS、アプリケーションのログの確認を実施している。また、データベースの使用状況を監視しており、リソースの使用状況について予め定めた閾値を超えた場合には自動的に検知を行う。 ②母子保健等システムでの特定個人情報の照会等の各操作においては、そのログをシステム上で保存しており、不正な使用を抑制している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>母子保健等システムの使用については、下記のとおり規定を定めている。 ①仙台市母子保健・市民健診システムセキュリティ実施手順により、職員は、業務目的外にシステムを利用してはならないこととしている。 ②仙台市行政情報セキュリティポリシーにおいて、職員(退職したものも含む)は本市の保有する行政情報を漏らしてはならないことと規定している。 ③職員について、年1度の研修を行い、仙台市行政情報セキュリティポリシーの教育を行っている。 ④委託先について、要件として、仙台市行政情報セキュリティポリシーの教育を行うことを必須としている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する業務における措置> 母子保健等システムについて、以下の措置を講じている ①アクセス権限等により、利用端末からのファイル書き出しが制限されている ②特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可している ③バックアップ処理はシステム管理の権限を付与された運用者のみが実行できる ④委託先は本市職員の管理監督のもとでのみ特定個人情報ファイルを取扱うこととしており、自社環境等への保存や、保存先サーバへのアクセス等は不可としている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している ②特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可している ③バックアップ処理はシステム管理者よりシステム管理の権限を付与された運用者のみが実行できる ④委託先には契約で複製を禁じている</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用における漏えい・紛失のリスクに対して、以下の措置を講じる。 ①スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない ②端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ③個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>委託先を選定する際、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、下記の資料を基に委託候補者において個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な取扱いの確保に関する調査票 ・業務内容シート ・仕様書 ・契約書(案) ・その他個人情報の取扱いに関する確認資料 <p>なお、特定個人情報の取扱いも個人情報の取扱いと同様としている。</p>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>委託契約書や委託仕様書等に以下の規定を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者届及び誓約書の写しを、個人情報の取扱いに係る作業の開始前までに本市に書面で提出し、書面による承認を得なければならない。 ・本市の書面による承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体に、個人情報の取扱いを行わせるはならない。 ・利用者届について変更、追加又は減少させようとする場合は、変更等の理由を付して本市に書面で提出し、本市の書面による承認を得なければならない。また、閲覧／更新権限を持つものは必要最小限とし、アカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 <p>加えて、ログを取得し、必要に応じ不正な使用がないことを確認している。なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取り扱いと同様としている。</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>特定個人情報情報ファイルの使用履歴について、ユーザーID、操作日時、事務種別や処理事由などを磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。記録は永年保存している。</p>

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書や委託仕様書等に以下の規定を設けている。 ・本市の書面による承認を受けた者以外の個人及び法人その他の団体に、個人情報の取扱いを行わせるはならない。 ・やむを得ない理由により、第三者に個人情報の取扱いを行わせる必要があると判断するときは、その理由を付して本市に書面で申し入れ、第三者による個人情報の取扱いについて、本市の書面による承認を得なければならない。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託仕様書に以下の規定を設けている。 ・受託者は、個人情報の受渡しについて、日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項を記載した計画書を本市に提出し、事前に本市の書面による承認を得なければならない。 ・個人情報の受渡しを行う場合には、日時、場所、担当者、内容、数量等の必要な事項について記録した書面を作成し、双方の署名、押印等をもって確認するものとする。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」の規定に従い、次のとおり処理することとしている。 ・紙台帳の個人情報については、本市へ返却する。 ・内蔵ディスク装置に記録した個人情報について、データ複写により本市へ返却する。また、残存する媒体内の個人情報については、消去申請を本市に提出し、事前に本市の書面による承認を得た上で、消去ソフト等を用いた消去を行う。消去後は書面にて証明書を本市へ提出する。 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取扱い ・目的外使用の禁止 ・使用者に対する遵守事項の周知義務 ・個人情報の適切な管理のための措置を行う義務 ・個人情報の収集に係る制限 ・目的外提供の禁止 ・複写等の禁止 ・第三者利用の禁止 ・契約終了時の返還義務 ・契約違反時の発注者に対する遵守義務 なお、特定個人情報の取り扱いも個人情報の取扱いと同様としている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している</p> <p>②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診の実施に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①中間サーバーと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバーと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>②統合宛名管理システムと業務システム、及び、統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> 中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 情報提供ネットワークシステムとは直接接続していないことから、当該システム単体で情報提供ネットワークシステムを経由した情報を入手することはできない。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ②統合宛名管理システムと業務システム、及び、統合宛名管理システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用し、また、統合宛名管理システムと統合宛名管理システム接続端末間の通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。 ③中間サーバと統合宛名管理システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術を利用し、仙台市の中間サーバと統合宛名管理システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 母子保健等システムにおいて、中間サーバへの副本登録用の電文データを作成する際、当該データ単体で個人を特定可能な情報は含まない仕様となっている。 また、中間サーバ接続端末に当該データを取込む際は、管理された電子記録媒体を利用し、当該端末への取込みについて、権限を付与されたアカウント利用者が実施することとしている。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置> 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 母子保健等システムにおいて、中間サーバへの副本登録用の電文データを作成する際、当該データ単体で個人を特定可能な情報は含まない仕様となっている。 また、中間サーバ接続端末に当該データを取込む際は、管理された電子記録媒体を利用し、当該端末への取込みについて、権限を付与されたアカウント利用者が実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバの運用における措置> 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不適切な端末操作等のリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><成人健診に関する事務における措置> 入手した成人健診情報に含まれる対象者の氏名等の4情報等と、事前に母子保健等システムに取込済の住民基本台帳に係る情報を突合のうえで個人特定を行い、さらに、当該対象者の健診受診歴等を参照し、取込対象の実績情報の真正性について精査のうえで登録している。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ①統合宛名管理システムは、業務システムから他機関へ提供する情報を、中間サーバに保存される副本情報として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<成人健診に関する事務における措置> ①身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物の中で、事務室内の施錠可能なサーバーラック内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーについて、ワイヤロックで施錠しており、パトランプ等を使用して運用監視を行っている。 ③端末について、ワイヤロックで施錠をしている。 ④サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 <統合宛名管理システムにおける措置> ①身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物の中で、事務室内の施錠可能なサーバーラック内に設置したサーバー内に保管している。 ②サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><成人健診に関する業務における措置> ①利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><統合宛名管理システム・業務間連携システムにおける措置> ①利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入しアクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	仙台市民の住民基本台帳に係る情報については、週次で異動した差分データを取得し、母子保健等システム内の情報を更新しているため、常に最新の情報に保たれている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>消去を行なう際は「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、次のとおり処理することとしている。</p> <p>・記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去を行うか、消去できないものにあつては物理的破壊を行った上で廃棄しなければならない。</p> <p>・記録媒体を廃棄する場合は、システム管理者の許可を得ることとし、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><仙台市における措置> ①「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、年1回チェックリストを用いて自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><仙台市における措置> 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」の規定に従い、数年に一度、第三者機関による内部監査を実施している。 また、指摘された事項の改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><仙台市における措置> ・職員を対象とした研修を定期的実施しており、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ・委託業者における個人情報保護責任者は、本市の指定する個人情報の保護及び情報セキュリティに関する研修の受講を義務付けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所1階 022-214-1209
②請求方法	<p>市政情報センター(仙台市役所本庁舎1階)に備付けの「特定個人情報開示請求書」に住所、氏名、知りたい公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。</p> <p>なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料(本人の法定代理人による申請の場合は、法定代理人の本人確認書類、法定代理人の資格を証明する書類及び特定個人情報の本人に係る本人確認書類、任意代理人による申請の場合は、任意代理人の本人確認書類、委任状及び特定個人情報に係る本人の本人確認書類)を提示又は提出する。</p> <p>※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、個人番号カードなど</p>
特記事項	<p>口頭や電話、ファクシミリ、eメールによる請求は不可。</p> <p>開示できるかどうかは、原則として請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、文書でお知らせする。(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合あり)</p> <p>※次のような情報が記録されている場合は、開示できない場合あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等により公開することができないとされている情報 ・開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報 ・人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報 ・市や国等の協力関係や信頼関係が損なうおそれがある情報 ・第三者の正当な利益を害するおそれがある情報
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 閲覧・視聴は無料。写しの交付を希望される場合は、実費負担。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局 健康政策課 管理係 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所8階 022-214-8198
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便、ファクシミリ、仙台市ホームページ(電子申請システム)、電子メール及び事務担当課への持参による意見聴取
②実施日・期間	令和3年9月22日から令和3年10月21日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	該当なし
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	該当なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月29日
②方法	仙台市個人情報保護審議会による点検
③結果	【点検結果】 相当であると認められた 【点検時の主な意見と修正事項】 ・「(別添1)事務の内容」の図表の修正(マイナポータルを追記)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明